

よこはまウォーキングポイント事業参加要領（歩数計）（改正案）

よこはまウォーキングポイント事業参加要領（歩数計）

制定 平成26年8月20日 健保事第1631号（局長決裁）
 最近改正 令和7年4月1日 健健推第2933号（局長決裁）

制定 平成26年8月20日 健保事第1631号（局長決裁）
 最近改正 令和6年4月1日 健健推事第3229号（局長決裁）

1 個人情報の取扱い
 本事業でご提供いただいた個人情報は、すべて横浜市に帰属し、横浜市の指導・監督のもと、共同事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、TOPPAN株式会社及びオムロンヘルスケア株式会社）及び横浜市が委託した事業者が管理します。
 「個人情報」とは個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいい、特定の個人を識別できない情報については、当該「個人情報」から除かれます。
 個人情報の利用については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」を遵守するとともに個人情報の保護に十分配慮します。また、事前に本人の同意がある場合を除き、個人を特定したデータの公表は一切行いません。

1 個人情報の取扱い
 本事業でご提供いただいた個人情報は、すべて横浜市に帰属し、横浜市の指導・監督のもと、共同事業者（株式会社N T T ドコモ、TOPPAN株式会社及びオムロンヘルスケア株式会社）及び横浜市が委託した事業者が管理します。
 「個人情報」とは個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいい、特定の個人を識別できない情報については、当該「個人情報」から除かれます。
 個人情報の利用については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」を遵守するとともに個人情報の保護に十分配慮します。また、事前に本人の同意がある場合を除き、個人を特定したデータの公表は一切行いません。

- 附 則
 (施行期日)
 1 この要領は、平成26年8月20日から施行する。
 附 則
 (施行期日)
 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。
 附 則
 (施行期日)
 1 この要領は、平成29年10月15日から施行する。
 附 則
 (施行期日)
 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
 附 則
 (施行期日)
 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
 附 則
 (施行期日)
 1 この要領は、令和4年2月15日から施行する。
 附 則
 (施行期日)
 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
 附 則
 (施行期日)
 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
 附 則
 (施行期日)
 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

- 附 則
 (施行期日)
 1 この要領は、平成26年8月20日から施行する。
 附 則
 (施行期日)
 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。
 附 則
 (施行期日)
 1 この要領は、平成29年10月15日から施行する。
 附 則
 (施行期日)
 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
 附 則
 (施行期日)
 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
 附 則
 (施行期日)
 1 この要領は、令和4年2月15日から施行する。
 附 則
 (施行期日)
 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
 附 則
 (施行期日)
 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。